

令和6年度山形県働き盛り世代の健康UPサポート事業費補助金

1 概要

本事業は、働き盛り世代の歩く習慣の定着を図るため、事業者が、「健康経営」の一環として従業員の健康の保持・増進のために、ウォーキングを促す取組みや健康づくりの取組みを行う場合に補助金を交付します。

※「健康経営」はNPO法人健康経営研究会の登録商標です。

2 補助対象者

県内に事業所を置く、下記の事業者が対象となります。

- (1) 全国健康保険協会山形支部が行う「やまがた健康企業宣言」登録事業者
- (2) 健康経営に取り組むことを事業所の内外に発信している事業者（協会けんぽ以外の被用者保険対象事業所）

3 補助対象事業

次のいずれにも該当する事業とします。

- (1) 従業員の健康保持・増進のため、事業者が実施又は参加するウォーキング推進事業（必須）及び健康づくり事業、健康管理機器等購入事業
- (2) 事業費総額が、10万円以上（税抜）のもの

（具体的な取組例）

- ・従業員に歩数計、活動量計を配布（健康管理機器等購入事業）し、部署対抗ウォーキングラリー（ウォーキング推進事業）を毎月実施
- ・ウォーキング月間（ウォーキング推進事業）を設定し、歩き方講座（ウォーキング推進事業）と、食生活改善のためのセミナー（健康づくり事業）を組み合わせて開催
- ・毎日プラス1000歩チャレンジを推奨し、社内ですく歩いた上位10名を褒賞（ウォーキング推進事業）

4 補助率・補助金額・補助対象経費・採択予定件数

- (1) 補助率：事業費総額の1/2
- (2) 補助上限額：10万円
- (3) 補助対象経費：従業員の福利厚生に係る経費で、以下に掲げるもの
報償費、スポーツ飲料等の食糧費、講師に係る謝金及び旅費、消耗品費、印刷製本費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、参加料等の負担金、歩数計等備品購入費
- (4) 採択予定件数：5～10件（予算額に達する範囲内で、書類審査が完了したものから先着順で採択）

例1) 事業費 110,000円 × 1/2 = 補助金額 55,000円
例2) 事業費 250,000円 × 1/2 = 125,000円 > 補助金額 100,000円

5 事業実施期間・スケジュール

事業実施期間：本事業の補助金交付決定の日から令和7年2月15日まで【期間厳守】

申請書の提出締切は令和6年9月30日（月）ですが、事業を開始しようとする日の20日前まで申請書を提出してください。また、申請書提出締切前であっても採択予定件数に達した場合、募集を締め切らせていただくこととなりますので御了承ください。

	実施予定時期
公募開始	令和6年4月1日（月）
申請書提出締切	令和6年9月30日（月）
交付決定	受付後2週間程度（予定）
状況報告書提出	令和6年12月13日（金）
実績報告書提出	令和7年2月28日（金）

※ なお、このスケジュールは予定であり、前後する場合があります。

※ 交付決定前に支出した経費及び事業実施期間を過ぎて支出した経費は補助対象外となりますのでご注意ください。

事業終了後、最も従業員の平均歩数を伸ばした事業所や優れた取組みを行った事業所を県のホームページで紹介します。

6 提出・問合せ先

山形県健康福祉部がん対策・健康長寿日本一推進課 健康長寿日本一推進担当（☎023-630-2313）

<メールアドレス ykenko@pref.yamagata.jp >

